

戦災都市警察官に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年六月十一日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十三年六月廿八日

戦災都市警察官に関する質問主意書

一、闇屋の家は続々と建築が出来、正直者の警察官や官吏の家は無く留置場の様な練習場に数拾人が雑居してゐる、夫婦者は一室に数拾人では生活が出来ず妻子を田舎に自分は雑居の二重生活である、これ

能率的犯罪捜査が出来るはずはない、至急寮舎を作り與うべきであるが政府の処見を問う。

右質問に対し速かなる御答弁を求む。